

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令要綱

第一 通常実施権、仮通常実施権等の登録制度を廃止することに伴い所要の規定を整備すること。

第二 特許法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）による改正後の特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第四百四条の四第三号の規定に基づき主張の制限に係る審決を定めること。

第三 特許料又は出願審査の請求の手数料の減免の対象となる者の要件として、資力を考慮した要件を定めること。

第四 改正法による改正後の産業技術力強化法（平成十二年法律第四十四号）第十七条の規定に基づく特許料又は出願審査の請求の手数料の軽減の対象となる者として、産業技術力の強化を図るため特に必要な者を定めること。

第五 改正法による改正後の中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）第九条の規定に基づき特許料又は出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする場合に必要な提出書類を定めること。

第六 特許協力条約に基づく国際出願に関する手数料を定めること。

第七 通常実施権、仮通常実施権等の登録制度の廃止に関し必要な経過措置を定めること。

第八 その他関係規定の所要の整備を行うこと。

第九 この政令の施行期日は、改正法の施行の日（平成二十四年四月一日）とすること。